

減免制度について

保険料の納付義務を負う世帯主又はその世帯に属する国民健康保険被保険者が、下記のいずれかに該当し、生活が著しく困難となり、保険料の減免が必要と認められた時、申請により当該年度の保険料の全部又は一部が減額される制度のことです。
(高石市国民健康保険条例第27条) **減免を受ける場合には、別途申請が必要です。**

減免基準	減免事由	減免割合	必要書類
居住する住宅が災害により著しい被害を受けた	全壊、全壊、大規模半壊	所得割/均等割・18歳以上被保険者均等割/平等割の100%	減免申請書
	半壊、半焼	所得割/均等割・18歳以上被保険者均等割/平等割の70%	被災証明書 + または 罹災証明書
	火災による水損又は床上浸水	所得割/均等割・18歳以上被保険者均等割/平等割の50%	
事業又は業務の不振 休廃止 失業等により 所得が減少	被保険者全員の合計所得見込金額の減少率	100%減少	所得割の100%
		90~100%未満	所得割の90%
		80~90%未満	所得割の80%
		70~80%未満	所得割の70%
		60~70%未満	所得割の60%
		50~60%未満	所得割の50%
		40~50%未満	所得割の40%
		30~40%未満	所得割の30%
拘禁	刑事施設、労役場その他これに準ずる施設に拘禁	保険給付を受けられない期間の保険料	減免申請書
			収容証明書等
旧被扶養者	社会保険等の被保険者本人が後期高齢者医療制度へ移行することにより扶養されていた方(65歳以上の方)が国保へ加入する場合	所得割の100% 均等割・18歳以上被保険者均等割/平等割の50% ※均等割・18歳以上被保険者均等割/平等割の減免期間は資格取得から2年間のみ ※平等割の減免は旧被扶養者のみで構成される世帯のみ対象	減免申請書

- 納付済の保険料には、減免が適用されませんのでご注意ください。(分納している場合を除く)
- 申請期限は**減免を受けようとする月の納期限まで**です。
- 特段の事由がない限り、**申請があった月以降の保険料が減免の対象**となります。
- 令和7年度中に減免を受けている方でも引き続き、**減免を受ける場合、新たに申請が必要です。**
- 上記、減免要件に該当した場合は、保険料決定通知の減免額欄への記載をもって通知させていただきます。

保険料を滞納すると・・・

特別な事情がないのに保険料を滞納すると、未納期間に応じて高額療養費のほか、出産育児一時金、葬祭費などの給付を受けることができない場合があります。また、保険料の滞納が続く場合は、預貯金や生命保険などの財産調査や勤務先への給与照会を行い、財産や給与を差し押さえることがあります。

納付が困難な場合は、早めに窓口でご相談ください。